

# 事業者の皆さまへのお願い

現在、札幌市内では、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数及び入院患者数の急速な増加が見られ、医療提供体制は非常に厳しい状況にあります。

このたび、札幌市内全域を対象として「まん延防止等重点措置」が適用されることが決定いたしました。対象事業者の皆さまには、大変なご負担をおかけいたしますが、感染拡大防止のため、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

## ■要請対象期間 5月12日(水)から5月31日(月)まで

※5月9日から5月11日までの間は、従来の「札幌市内におけるゴールデンウィーク特別対策」（特措法24条第9項に基づく要請）により、酒類提供時間は午前11時から午後7時まで、営業時間は午前5時から午後8時までと要請。

## ■対象施設

### 札幌市内全域の飲食店、カラオケ店

※酒類提供の有無に関わらず、上記の施設（店舗）のうち、従来から午後8時を超えて営業を行っている施設（店舗）が対象となります。

※店舗内で飲食をする施設（「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」を取得している施設）が対象となります。

## ■要請内容 特措法第31条の6第1項に基づく要請

### ① 営業時間及び酒類提供時間の短縮

要請内容	5月6日～5月11日	令和3年5月12日以降
営業時間	午前5時から午後8時まで	<u>現行のとおり</u>
酒類提供時間	午前11時から午後7時まで	<u>終日行わないこと（利用者による酒類の店舗持込を含む）</u>

### ② 次の感染防止対策を実施するほか、業種別ガイドラインの遵守の要請

法31条の6第1項	<ul style="list-style-type: none"><li>○従業員への検査を推奨する</li><li>○入場者の感染防止のための整理・誘導を行う</li><li>○発熱その他の症状のある者の入場を禁止する</li><li>○手指の消毒設備を設置する</li><li>○事業を行う場所を消毒する</li><li>○入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置を周知する</li><li>○正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場を禁止する</li><li>○施設の換気を行う</li><li>○アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止措置を講じる</li><li>○カラオケ設備の利用を自粛する（飲食を主とする店舗）</li></ul>
-----------	---

# 支援金の主な支給要件

原則 5月12日(水)から5月31日(月)までの全期間  
において、要請に応じること

5月13日以降からご協力いただいた場合には、支援金の支給要件を満たさず、支給できませんので十分ご注意ください。

※申請の詳細については、後日公表いたします。なお、申請にあたっては、要請に協力いただいたことがわかる書類（写真やHPの写し）や営業に必要な許可証の写しなどをご提出いただくことを予定しています。

## 支援金の申請について

### ■受付期間

申請の受付は、要請期間終了後から開始する予定です。

### ■支援金額 1店舗1日あたり

企業規模	支援金額
中小企業	<u>3万円から10万円（売上高の4割をもとに計算）</u>
大企業	<u>上限20万円（売上高の減少額の4割をもとに計算）</u>

### ■申請方法

郵送にて受付予定。詳細は後日、ホームページに掲載するほか、市役所本庁舎1階パンフレットコーナーや各区役所に資料を配布予定です。

#### 【業種別ガイドライン】

内閣官房のページ <https://corona.go.jp/prevention/>



## ○協力支援金に関するお問い合わせ

### ■専用ダイヤル

電話番号 **011-330-8396**

受付時間 8:45から17:15まで

(5月31日までは土日祝日も対応。6月1日以降は平日のみ)

### ■ホームページ

飲食店等に対する営業時間短縮要請について

(<https://www.city.sapporo.jp/keizai/chusho/manenboshi.html>)

